

令和2年度 補助金制度のお知らせ

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

再生可能エネルギーの利用促進及び地球温暖化の防止や大気汚染の改善を目的に、各対象者の方に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

■住宅用太陽光発電システム・蓄電システム設置費用

対象者 町内で、自ら居住している住宅、または自ら居住するために新築する予定の住宅に太陽光発電システムや蓄電システムを設置する方。

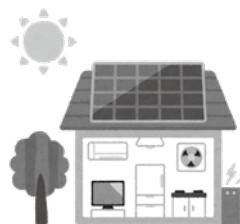
※ただし、次の①～③に該当する場合は申請できません。

- ①法人の場合 ②賃貸目的の住宅の場合
③太陽光発電システムや蓄電システムが既に設置されている住宅を購入する場合

補助内容 ・太陽光発電システム設置1件につき5万円
・太陽光発電システムとHEMS（エネルギー管理設備）同時設置の場合1件につき6万円
・蓄電システム1件につき5万円

※事前申請が必要です。

※各システム設置工事の着工は補助金交付決定以降であること。



■電気自動車・プラグインハイブリッド自動車購入費用

対象者 町内に住所を有している方。（法人は除く）

対象車両 電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車

補助内容 1台につき5万円

※事前申請が必要です。

※新車新規登録月日は補助金交付決定以降であること。

※車検証の所有者または使用者の名義が申請者となり、かつ、使用の本拠の位置が杉戸町内であること。



【共通事項】

受付期限 令和3年2月26日(金)（申込順。申請額が予算額に達した場合は終了となります。）

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター内）まで郵送してください。

申請書取得場所 町ホームページまたは環境課窓口

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。



（住宅用）



（自動車）

犬の各種登録について臨時窓口を開設します

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

動物病院等で狂犬病予防注射の接種後、まだ注射済票の交付を受けていない方を対象とした臨時窓口を開設します。

日時・場所

期日	時間	会場
9月28日(月)	9時30分～11時30分	本庁舎1階 会議室
9月29日(火)	14時～16時	

○臨時窓口では狂犬病予防注射の実施はありません。

○臨時窓口の会場には犬を連れてこないようお願いします。

○犬の死亡…電話連絡で可（連絡は環境課へ）

○新型コロナウイルス感染拡大により、延期または中止となる可能性がありますので、町ホームページで最新情報をご確認ください。

○お釣りのないようにご協力をお願いします。

○ご自宅での検温や、手洗い、マスクの着用のご協力をお願いします。

○ご自身やご家族で発熱、あるいは感染を思わせる症状（息苦しさ、強い倦怠感等）が生じている際には、臨時窓口のご利用はお控えください。

各種手続きに必要なもの

犬の新規登録※	畜犬登録手数料3,000円（1頭につき） ※未登録の場合のみ
	注射済票交付手数料550円（1頭につき）
狂犬病予防注射 済票の交付	狂犬病予防注射済証（獣医師の証明書） （注射実施日が「令和2年3月2日以降」であること）
	町から3月に通知した「予防注射のお知らせ」ハガキ

令和2年国勢調査を実施します！

皆様のご協力をお願いします。

問合せ ○国勢調査コールセンター

☎0570（07）2020（IP電話 03（6636）9607）

○総務課 情報統計担当

設置期間：10月31日(土)まで 受付時間：8時～21時

内線207



■国勢調査とは

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づいて、5年に1度実施されており、調査の結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせない様々な施策の計画策定などに利用されます。

■新型コロナウイルス感染症対策

国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大を防止し、皆様と調査員の安心・安全を確保するため、皆様と調査員ができる限り対面しない方法で行います。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

■かんたん便利な「インターネット回答」をご利用ください

パソコンやスマートフォンからインターネットにより、①アクセス、②ログイン、③回答の3ステップで24時間いつでもかんたんに回答できます。回答いただいた情報は、厳重なセキュリティで保護されているので安心・安全です。

■調査の期日

令和2年10月1日現在で実施します。

■調査の対象

住民登録の有無にかかわらず、日本国内にふだん住んでいる、外国人を含むすべての人および世帯が対象となります。

■調査事項

・世帯員に関する事項（15項目）
男女の別、出生の年月、配偶者の有無、就業状態、就業地または通学地など

・世帯に関する事項（4項目）
世帯員の数、世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方

■調査の流れ

9月中旬から、調査員が各世帯を訪問しますが、調査の趣旨等の説明はインターネット越しに行い、調査書類は郵便受けやドアポストに入れるなどして配布します。ご不在の場合は、直接、郵便受けやドアポストなどに入れさせていただきます。

※対面での説明が必要となる場合は、一定の距離を保ちつつ簡潔に行わせていただきます。回答は、10月7日(水)の期限までに、できる限りインターネットでお

願います（郵送も可能です）。※この場合、調査員が調査票回収のために訪問することはありません。

■結果の公表

調査の結果については、令和3年6月に「人口速報集計」を公表し、令和3年11月に年齢別人口、世帯の状況などの詳しい調査結果を公表する予定です。

公表した調査結果については、総務省統計局のホームページなどでなたでもご覧いただけます。

■個人情報保護について

国勢調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的以外に使用されることはありません。調査員をはじめとする国勢調査の業務に従事する者には、統計法によって、個人情報保護するための厳格な守秘義務が課せられ、漏洩や不正な利用がないよう厳重に守られています。

■国勢調査の必要性について

統計調査を実施し、正確な統計を得るためには、すべての世帯の皆様が回答していただく必要があります。得られた結果が正確なものとなってしまう場合、結果

を利用した政策の公平性が失われる恐れがあります。

そのため、国の重要な基幹統計調査である国勢調査は、統計法により回答する義務（報告義務）が定められています。正しい調査結果から統計をつくるためにも、皆様のご協力をお願いします。

■かたり調査にご注意ください！

「かたり調査」とは国勢調査などの統計調査を装い、世帯を訪問して記入した調査票をだまし取ったり、世帯の家族構成などを電話などで聞きだす不正行為のことで、個人情報の入手・悪用を目的としています。

次の点にご注意ください。

・国勢調査では預金口座の暗証番号や資産の状況などをお聞きすることはありません。

・国勢調査の調査員は、総務大臣によって任命された非常勤の国家公務員で、調査員は顔写真付きの「調査員証」や「腕章」を必ず身に付けています。

不審な訪問や電話があった場合は回答せず、速やかに杉戸町総務課までお知らせください。